

(参考) 用語の解説

統計表「2 産業別の動き」

県内総生産

一定期間（この統計資料では四半期）に、県内経済全体の財・サービスの総産出額から原材料等の中間投入額を控除したもので、県内に所在する企業や政府などが創り出した付加価値の総計です。

名目と実質

県内総生産は産出額から中間投入額を控除した付加価値ですが、産出額や中間投入額は産出した財・サービスの「数量」に「価格」を乗じた金額です。

名目とは、この「価格」について、その時点での「価格」で評価した金額です。また、実質とは、ある時点を基準（基準年：この統計資料では平成 17 暦年）として、基準時の「価格」で評価した金額です。

こうした処理によって、実質は、そのときどきの価格の変動が除かれ、経済活動の量の変化をみることができます。なお、実質化の方法は、連鎖価格方式と固定基準年方式があります。連鎖方式とは、基準年から毎年毎年の価格変化を積み重ねて評価する方法です。固定基準年方式とは、基準年の価格で評価する方法です。

この統計資料では、主に連鎖価格方式を採用し、固定基準年方式で推計した「支出別の動き（原系列）」を参考として掲載しています。

原系列と季節調整系列

県民経済計算では、各種統計の時系列データを基礎として推計しています。この時系列データには経済的な変動のほかに、毎年繰り返される季節的な変動も含んでいます。そのため、前期と当期を比較すると季節的な変動が含まれ、経済的な変動を評価しづらくなります。

この季節的な変動を除いて評価したものが季節調整系列、そして、季節的な変動を取り除く前のものが原系列です。

産業

市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスを生産する事業所から構成されます。主として民間企業の事業所が該当しますが、類似の財・サービスを生産する政府金融機関等の公的企業も含まれます。

また実際には金銭取引のない持ち家の家賃相当分（帰属家賃）を不動産業の生産に含んでいます。これは、帰属家賃を含めないとき、持ち家率が高くなると総生産が減少することになるため、持ち家率の変動による影響をなくすことを目的としています。

政府サービス生産者

県や市町村等の行政機関のほか、健康保険や厚生年金等の社会保障給付を目的とする社会保障基金、県立学校等の教育機関等を含みます。

対家計民間非営利サービス生産者

社会的、公共的サービスを家計に提供する民間団体で、私立学校などが該当します。

前期比

当期額の前期額に対する増減率で、経済活動の勢いを示します。なお、原系列では、季節的な変動を含んでしまうため、「季節調整系列」で用います。

計算方法：前期比＝（当期額÷前期額－1）×100

年率換算

前期比が1年間継続した場合の増減率で、経済成長の速度を意味し、過去の確報（年度報）と比較することができます。なお前期比と同様に「季節調整系列」で用います。

計算方法：年率換算＝〔(当期額÷前期額)⁴－1〕×100

前年同期比

当期額の前年同期額に対する増減率で、原系列で用います。前期との比較は季節的な変動を含んでしまいが、前年同期とは季節的な変動の影響がなくなり経済活動を比較することができます。

計算方法：前年同期比＝（当期額÷前年同期額－1）×100

寄与度

総生産の構成項目の増減が総生産の増減率（成長率）へ影響している大きさを示します。

計算方法：（前期比の）寄与度＝項目前期比×項目前期額÷前期総生産
※前年同期比の寄与度は、上の式の「前期」を「前年同期」に変更します。

ただし、連鎖価格方式による寄与度は、次のように計算します。

計算方法：（連鎖価格方式）寄与度
＝項目前期比×（前期値×前暦年デフレーター）÷（前期総生産×前暦年総生産デフレーター）
※前年同期比の寄与度は、上の式の「前期」を「前年同期」に変更します。

統計表「3 支出別の動き」

県内総生産（支出側）

一定期間（この統計資料では四半期）に支出された県内経済全体の財・サービスの総支出額から、県外で生産されたもの（移輸入）を控除し、県内で生産し県外で消費されたもの（移輸出）を加えたものです。

概念上は「産業別の動き」で推計した生産側の「県内総生産」と一致しますが、県民経済計算では、「純移出等」の解説にあるように「統計上の不突合」が生じます。そのため、この統計資料では、生産側の県内総生産と一致させ、総支出額との差を「統計上の不突合」として計上しています。

名目と実質

「2 産業別の動き」の項目をご覧ください。

原系列と季節調整系列

「2 産業別の動き」の項目をご覧ください。

民間最終消費支出

「家計最終消費支出」と「対家計民間非営利団体最終消費支出」の合計です。

「家計最終消費支出」とは、家計の新規の財・サービスに対する支出であり、中古品、土地建物等の購入は含んでいません。ただし、自動車（新車）購入は含んでいます。

「対家計民間非営利団体最終消費支出」とは、主に「産業別の動き」の「対家計民間非営利サービス生産者」の財・サービスに対する経常支出です。

民間住宅

民間企業や個人が住宅の新築や増改築に要した工事費です。これは、支払った時点ではなく、建築の進捗に応じて計上されます。

民間企業設備

民間企業の生産活動に用いられる非居住用建物、構築物、輸送用機器、機械設備などの固定資産に対する支出です。なお、ソフトウェアなどの無形固定資産も含まれます。

政府最終消費支出

政府の財・サービスに対する経常支出に、医療費の政府負担分などを加えたものです。

公的固定資本形成

政府や公的企業が住宅、非居住用建物、設備、道路等の社会資本整備に対する支出です。

純移出等

主に移輸出額から移輸入額を控除したものです。

県内で消費（固定資本の増を含む）した財・サービスは、県内で生産されたものと県外で生産されたもの（移輸入）ですから、県内消費総計から「移輸入」を控除すると県内で生産され消費された財・サービスであり、これに県内で生産され県外で消費されたもの（移輸出）を加えると、県内で生産された財・サービスに一致します。

県内総生産＝県内総支出－移輸入＋移輸出

ただし、県民経済計算では、生産側と支出側で、それぞれ各種統計を用いて別々に推計をしているため、推計結果に差が生じます。この差を「統計上の不突合」といい、県民経済計算では支出側に計上されます。また、確報（年度報）では「在庫品増加」を推計しますが、四半期速報では推計が困難であるため、純移出等を含めています。

純移出等＝移輸出－移輸入＋在庫品増加＋統計上の不突合

前期比

「2 産業別の動き」の項目をご覧ください。

前年同期比

「2 産業別の動き」の項目をご覧ください。

寄与度

「2 産業別の動き」の項目をご覧ください。